

令和6年第5回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年4月25日 午後2時00分から午後4時35分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出			松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出			新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
	齋藤文夫	出			鹿ノ戸健次	出	
	西嶋正芳	出			人見武男	出	
	岡野幸平	出			小川邦雄	出	
	中島昭夫	出			岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主事	蛭間祐貴
副課長	小俣千秋		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第5回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小島 保

委員 小久保 隆 義

． 議決事項及び議事の要領

開会前に、農業委員会の制度・役割について、埼玉県農業会議田村事務局長による委員への研修会を行った。

議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、住宅敷地拡張、駐車場としての転用となります。住宅敷地の一部が、農地転用の許可を得ていない農地であることが判明し、違反の是正を行った上で農地転用の許可を得たいとの申請になります。先日現地確認しましたが、適正に管理されているのを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水については宅地との一体で処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 4 条第 6 項各号には該当せず、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 申請人は、以前は農業を手広くやっていましたが、現在は市外に引っ越しておりますが、本人は自宅敷地に違反があることを、知らなかったとのこと。週に 2、3 回帰る中で違反に気づき、是正するための申請となります。
小委員会ではやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 18 号は、許可相当と決定します。

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当し、集落接続のある農地と考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当し、集落接続のある農地と考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。現地調査の結果、申請地である農地は、適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場及び駐車場への転用となります。

譲受人は、工事現場へ各種重機の運搬を中心とした事業を行っており、現在の車両置場では手狭で対応が難しいことから、新たな土地に資材置場と駐車場を計画したとのことです。現地は雑草が少し繁茂していますが、転用が行われるにあたり草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については、砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。現地を確認しましたが、適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝へ放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。現地は雑草が少し繁茂していますが、転用が行われるにあたり草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、ゴミ集積所への転用となります。

譲受人は、この申請地のすぐ隣りに、2月に審議し農地転用許可を得て自己用住宅を建築し、住む予定の方になります。この申請地周辺では、申請人を含め新たに複数の住宅が建築されることから、利用できるゴミ集積所が不足しているため、今回の申請に至ったとのことです。また、ゴミ集積所の設置に関しては、市

役所の担当課である廃棄物対策課との協議により、市が寄付採納を受けるためには、地目が雑種地である必要があり、そのため、まずは申請人が個人で転用を行い、許可後に地目を変更した上で、市へ寄付採納を行うということになります。

現地調査の結果、現地は雑草が少し繁茂していますが、転用が行われるにあたり、草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はないと考えております

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

申請地は農地だけでなく、山林部分を含めての計画となっており、奥側の地目が山林になっています。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 小川 隆委員
2、3番 三芳野地区 齋藤委員
4、5番 勝呂地区 小島委員
6～8番 坂戸地区 松永委員
9番 入西地区 人見委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の申請地は、宅地化が進んでいる土地で、隣地の所有者も住宅建設に異を唱えておりません。また、譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農地の管理ができないと言っております。
周囲はすでに住宅が建てられ、周辺農地に影響が無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2番、3番案件は譲渡人が同一で、譲受人も兄弟なので、一括で説明します。
譲渡人は川越にお住まいの方で、譲受人は双子のご兄弟です。
現地を見ましたが、近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の譲渡人は、長野県にお住まいです。申請地は、今後十数棟家が建つ

予定です。申請地周辺の状況ですが、近隣農地への影響は無いと思われます。

小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

5番案件の譲渡人は 名ですが、既に耕作しておりません。草刈等の管理はしておりますが、作付はしておりません。

譲受人は同じ地区に車を置いていましたが、自宅近くということと、近隣に騒音等の迷惑をかけない様にするために、申請地を選定したとのことです。

周辺の農地ではほとんど耕作していないため、近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件の譲渡人は、市内にお住まいですが、通作距離が遠いためほとんど耕作しておりません。以前は、友人に耕作してもらっていましたが、その友人が手を引いたために、今回やむを得ず農地を手放すことにしたとのことです。

小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

7番案件の申請地は、2月にご審議いただいた場所の隣地です。譲渡人は、営農を続けるための様々な努力をしましたが、それもかなわず、農地を手放すことになったとのことです。

周辺はすでに住宅が建ち始め、農業をする環境ではなくなっていることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

8番案件は、転用の許可を受けた方が、敷地の一部にゴミ集積所を作りたいといった内容です。この地区の自治会は、5、6年前は12軒しかなかったのに、現在は55軒と数倍に増えており、集積所が必要となっております。

そのような状況なので、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 9番案件の譲渡人は、定年後に畑を耕作しておりましたが、高齢であり持病があることと、子も農業を継ぐ意思がないことから、農地を減らしたいと考えているとのことです。

近隣農地への影響もないと考えられることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第19号は、許可相当と決定します。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議 長 議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

事務局 1番案件の初事業計画者、継承者、土地の所在、地番、地目、地積は記載のとおりです。変更の概要は、事業の継承及び転用計画の変更で、転用目的は自己用住宅です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については下水本管へ放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 坂戸地区 鹿ノ戸委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番の案件は、昨年皆様にご審議いただき、10月に許可を受けたものです。事務局の説明のとおり、当初事業計画者が、家庭の事情により住宅を建築できなくなったため、継承者が住宅を建築する申請に変更したいということです。

申請地は、住宅や線路に囲まれているため、近隣農地への影響が無く、小委員会では慎重に協議した結果、計画の変更はやむを得ないとの結論でありましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第20号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第20号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当と決定します。

議案第21号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第21号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

4月分の農用地利用権設定申出は、新規の一般分のみで、5件、14筆で、面積は9,039㎡です。

この中で 番の案件は、借受人が保育施設を運営する一般社団法人となっています。こちらについては、 月の総会にて説明をしたものになりますが、借受人は、子どもたちの農業体験を行う計画をしており、当初は農地を取得したいとの

相談がありました。この法人は、農業経験が全くない法人であるため、協議の結果、はじめは農地を借りて耕作をし、様子を見てもらうこととなりました。

そこで、通常の新規就農者と同様に、当初は解除条件付き利用権の設定を行い、その後、営農状況に問題がないのであれば、農地法第3条における所有権移転を検討してもらうことになり、今回利用権での申出があったものになります

なお、合意解約は、ありません。この結果、令和6年4月1日設定後の利用集積面積は、3, 433, 339. 45㎡となります。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第21号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思います
ますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第21号については、原案のとおり決定
します。

報告第4号 専決処分及び農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書の報告につ
いて

議 長 報告第4号 専決処分及び農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書の報告
について、事務局より説明してください。

事務局 報告第4号ですが、3月の専決処分は、農地法第3条の3の届出3件、農地法
第5条の農地転用届出5件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書
類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書については、坂戸、鶴ヶ島消防組
合から、坂戸消防署東分署建設工事について、昨年提出された事業計画に対し増
設が計画されたため、事業計画書が提出され受理しました。

議 長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

． 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和6年第5回坂戸市農業委員会
総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年4月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員